

三菱UFJダイレクト利用規定対比表

三菱UFJダイレクト利用規定を2026年8月10日(月)に以下の内容で改定します。

改定前	改定後
<p>第10条 外貨預金取引</p> <p>1. 内容</p> <p>(3)外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。外貨定期預金の解約依頼は、当行は満期日以降に受け付けます。外貨定期預金の解約についての元金および利息は、ご依頼時の「入金指定口座」に入金するものとします。なお、元金と利息の「入金指定口座」は同一とします。</p> <p>2. 取引の実施日</p> <p>(2)自動継続外貨定期預金の解約の受付は、満期日当日の当行所定の当日取扱い時限までとします。</p>	<p>第10条 外貨預金取引</p> <p>1. 内容</p> <p>(3)外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。外貨定期預金の解約依頼は、原則、当行は満期日以降に受け付けます。この預金を当行がやむを得ないと認めて、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について当該通貨の当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。外貨定期預金の解約についての元金および利息は、ご依頼時の「入金指定口座」に入金するものとします。なお、元金と利息の「入金指定口座」は同一とします。</p> <p>2. 取引の実施日</p> <p>(2)自動継続外貨定期預金については、満期日当日の当行所定の当日取扱い時限までに受け付けた解約を除き、解約は中途解約として取り扱います。</p>